⑺　特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは車両総重量3.5トン以下のもの（以下「特定ＬＰガス乗用自動車」という。）又は小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和２年４月１日に始まり令和３年３月31日に終わる年度）以降の各年度（令和11年４月１日に始まり令和12年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車及び小型バス（以下「令和２年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、ＷＬＴＣモード燃費値を別添６の換算式により変換したものをいう。）に限る。）をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

（表略）

⑻・⑼　（略）

⑽　特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車、乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「特定小型バス」という。）、乗用自動車であって電気を動力源とするもの（燃料を使用するものに限る。）のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「プラグインハイブリッド乗用自動車」という。）又は乗用自動車であって電気を動力源とするもの（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「電気乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和12年４月１日に始まり令和13年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車、特定小型バス、プラグインハイブリッド乗用自動車及び電気乗用自動車（以下「令和12年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。１－２⑺において同じ。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑺において「企業別平均燃費値」という。）が次の式により算定した基準エネルギー消費効率（小数点以下第一位未満を四捨五入して得た数値とする。ただし、車両重量が2,759キログラム以上の場合は9.5とする。１－２⑺において同じ。）を車両重量ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑺において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

（表略）

FeStandard（M）＝－0.00000247×M^2－0.000852×M＋30.65

FeStandard（M）：車両重量がMキログラムの令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の基準エネルギー消費効率　㎞／ｌ

M：車両重量　kg

⑺　特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは車両総重量3.5トン以下のもの（以下「特定ＬＰガス乗用自動車」という。）又は小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和２年４月１日に始まり令和３年３月31日に終わる年度）以降の各年度（令和11年４月１日に始まり令和12年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車及び小型バス（以下「令和２年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

（表略）

⑻・⑼　（略）

⑽　特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車、乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「特定小型バス」という。）、乗用自動車であって電気を動力源とするもの（燃料を使用するものに限る。）のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「プラグインハイブリッド乗用自動車」という。）又は乗用自動車であって電気を動力源とするもの（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「電気乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和12年４月１日に始まり令和13年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車、特定小型バス、プラグインハイブリッド乗用自動車及び電気乗用自動車（以下「令和12年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が次の式により算定した基準エネルギー消費効率（小数点以下第一位未満を四捨五入して得た数値とする。ただし、車両重量が2,759キログラム以上の場合は9.5とする。）を車両重量ごとの出荷台数で加重して調和平均した値を下回らないようにすること。

（表略）

FeStandard（M）＝－0.00000247×M^2－0.000852×M＋30.65

FeStandard（M）：車両重量がMキログラムの令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の基準エネルギー消費効率　㎞／ｌ

M：車両重量　kg